

公正採用選考人権啓発推進員設置促進要領

岡山県

1 目的

県民の職業選択の自由、就職の機会均等を確保し、雇用の促進を図るためには、雇用主が同和問題などの人権問題についての正しい理解と認識のもとに、公正な採用選考を行うことが必要である。

このため、県は、岡山労働局（以下「局」という。）が定めた公正採用選考人権啓発推進員設置要綱を基本に、局及び公共職業安定所（以下「安定所」という。）と緊密な連携・協力の下、一定規模以上の事業所に対し公正採用選考人権啓発推進員（以下「推進員」という。）の設置要請を行う。

また、推進員等に対し当該事業所における公正な採用選考システムの確立のために必要な知識、理解及び認識をより一層深めるため、計画的・継続的な研修等を行う。

2 推進員設置要請対象事業所

推進員の設置要請は、原則として次の基準に該当する事業所に対して行う。

- (1) 従業員規模10人以上の事業所
- (2) その他推進員を設置することが適当と認められる事業所

3 推進員設置の要請

推進員設置の要請は、局及び安定所と連携の下、文書をもって行うことを原則とするが、各種会議等を十分活用するものとする。

4 推進員研修の実施

県は、局及び安定所と連携・協力の下、推進員等に対し次の研修等を実施するものとし、必要に応じて関係行政機関等の協力を要請するものとする。

- (1) 推進員等を対象とした研修
- (2) 推進員を設置している雇用主等を対象とした研修

5 その他必要な事項は、局及び安定所と協議の上別に定める。

附則 この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附則 この要領の改正は、平成14年4月1日から施行する。